

中野区条例第7号

議会の議決すべき事件等に関する条例

(議決事件)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。

- (1) サンプラザ地区に係るまちづくり整備の方針に関すること。
- (2) 区が株式会社まちづくり中野21の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。

ア 定款の変更

イ 会社の合併

ウ 会社の解散

(経営状況を説明する書類の作成及び提出)

第2条 区長は、毎年度、株式会社まちづくり中野21の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。